

議員提出議案第2号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条の規定により提出します。

平成23年5月17日

提出者

和歌山県議会議会運営委員会

委員長 花田健吉

和歌山県議会議長 新島雄様

和歌山県条例第 号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例（昭和31年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務委員会の項、経済警察委員会の項、建設委員会の項及び文教委員会の項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

議員定数の削減に伴い、常任委員会の委員の定数を改めるため、この条例案を提出するものであります。

和歌山県議会委員会条例新旧対照表

新		旧		備考		
(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)						
第2条 (略)						
名称	委員の定数	所管事項	名称	委員の定数	所管事項	
総務委員会	7人	(略)	総務委員会	8人	(略)	
経済警察委員会	7人	(略)	経済警察委員会	8人	(略)	
建設委員会	7人	(略)	建設委員会	8人	(略)	
文教委員会	7人	(略)	文教委員会	8人	(略)	